

# 事業助成金交付事業 実施要項

## 1. 目的

平川市におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツの振興と連帯感と活力ある地域づくりや、地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

## 2. 交付対象団体

特定非営利活動法人平川市スポーツ協会（以下『スポーツ協会』という）団体会員

## 3. 交付条件

- ①事業の主催をスポーツ協会団体会員（各加盟協会）が行う事業
- ②スポーツ協会が共催する事業
- ③地域住民のスポーツ振興・生涯スポーツの推進及び競技力向上を目的とする事業  
※競技力向上を目的する場合、主催する者が主参加者となる事業は対象としない
- ④スポーツ協会が特に必要と認める事業

## 4. 交付額

1事業 25,000円

## 5. 交付回数

**年間 1団体 4回以内**

## 6. 交付の申請

事業助成金交付事業を受けようとするスポーツ協会団体会員（各加盟協会）は、事業を実施する1ヶ月前までにスポーツ協会が指定する『事業助成金申請書兼共催依頼書』と開催要項をスポーツ協会事務局へ申請をする。

## 7. 交付の決定及び事業助成金交付

交付の決定は、スポーツ協会から承諾書の受領をもって決定とする。事業助成金の交付は、事業報告終了し、適正に処理されていることを確認してから交付する。

## 8. 事業助成対象経費

- ①事業運営上必要経費
- ②施設使用料はスポーツ協会が定める基準で納付する。
- ③反省会等の会食費は事業対象経費として認めない。

## 9. 利益

**利益が出た場合はスポーツ協会団体会員（各加盟協会）の利益とする。**

## 10. 事業報告

事業終了後、スポーツ協会が指定する『事業実施報告書』を作成し、事業に係る経費の領収書の写しを添付し提出すること。

## 11. 助成金交付

事業実施報告後、スポーツ協会が報告書を適正に処理されていることを確認し、会長の承認後1か月以内に交付する。